



## 9.2 著作権とは

### <著作権とは？>

知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して与えられる「無断に利用されない」権利です。対象となる「著作物」は、表にあるようにさまざまなものが対象となります。これらの「著作物」を作成した著作者が持つ権利（著作権と著作隣接権）を保護するための法律が「著作権法」です。著作権は、著作者によって創られた時点で「自動的に」与えられる権利です。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

文化庁著作権課「令和5年度著作権テキスト」より

### <著作者の権利>

著作者の権利には、人格的な利益を保護する「著作者人格権」と、財産的な利益を保護する「著作権(財産権)」の二つがあります。「著作権(財産権)」は「無断で\*\*されない権利」で、以下のものがあります。

複製権	著作物を「形のある物に再製する」(コピーする)ことに関する権利。手書、印刷、写真撮影、複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積など
上演権・演奏権	著作物を公衆向けに上演したり、演奏したりすることに関する権利
上映権	著作物を機器を用いて公衆向けに上映することに関する権利
公衆送信権・伝達権	著作物を公衆向けに送信することに関する権利。テレビやラジオでの放送(有線放送含む)、インターネットを利用した「自動公衆送信」、ファックスやメールを用いた送信、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利
口述権	「言語の著作物」を朗読などの方法により口頭で公衆に伝えることに関する権利
展示権	「美術の著作物」・「未発行の写真の著作物」の原作品を公衆向けに展示することに関する権利
譲渡権	著作物を公衆に向けて譲渡することに関する権利
貸与権	著作物を公衆に貸与することに関する権利
頒布権	映画の著作物の場合に限り、「譲渡」と「貸与」の両方を対象とする「頒布権」に関する権利
二次的著作物の創作権	著作物を翻訳、編曲、変形などにより創作的に加工することによって「二次的著作物を創作する」ことに関する権利
二次的著作物の利用権	自分の著作物から創られた「二次的著作物」をさらに利用することに関する原作者の権利

文化庁著作権課「令和5年度著作権テキスト」より

## < 著作物を自由に使える場合 >

決められた一定の条件の下であれば、著作物を自由に利用することができます。

### 例外的な無断利用ができる場合(一部)

私的使用のための複製	①家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること ②使用する本人がコピーすること ③誰でも使える状態で設置してあるダビング機(コンビニなどのコピー機)などを用いないこと ④コピープロテクションを解除して(又は解除されていることを知りつつ)コピーするものでないこと
図書館等での複製・インターネット送信等	①政令で定める図書館等であること ②「営利」を目的としないコピーであること ③コピー行為の「主体」が図書館等であること ④その図書館等が所蔵している資料をコピーすること ⑤次のいずれかの場合であること ・調査研究を行う利用者の求めに応じて、既に公表されている著作物の一部分(既に次号が発行されている雑誌の中の著作物については、全部でもよい)を、一人につき一部提供する場合 ・図書館資料の保存のために必要がある場合 ・他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合
引用	①既に公表されている著作物であること ②「公正な慣行」に合致すること ③報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること ④引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること ⑤カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること ⑥引用を行う「必然性」があること ⑦「出所の明示」が必要(コピー以外はその慣行があるとき)
学校その他の教育機関における複製・公衆送信等	学校・公民館などの教育機関において、教師や児童生徒等が授業の過程で使用するために、必要と認められる範囲で他人の著作物等を複製、公衆送信、公に伝達する場合  ▼参照:文化庁著作権課「 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf">学校における教育活動と著作権(令和5年度改定版)</a> 」 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf</a> (2024.1.31 最終アクセス)

文化庁著作権課「令和5年度著作権テキスト」より

## < 身近な著作権 >

### ● Webサイトの画像利用

Webサイト上で公開されているイラストや写真にも著作権があります。利用する場合にはそのサイトの利用規約を必ず確認しましょう。

### ● 動画サイトやSNSでの投稿

他人の著作物を複製し許可なく動画サイトやSNSで公開、投稿することは著作権の侵害にあたります。

## < 権利の侵害 >

- ・ 著作物を無断でコピーや販売、インターネットで送信した場合など、著作者の権利を侵害すると、「犯罪」として罰せられます。
- ・ 「海賊版」と知りながら販売、所持することも、著作権の侵害とみなされる行為です。注意しましょう。
- ・ 違法配信された音楽・映像の無断ダウンロードも違法(権利侵害)とされます。



### 参考・引用資料

文化庁 著作権 < <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html> > アクセス日 2024/1/30